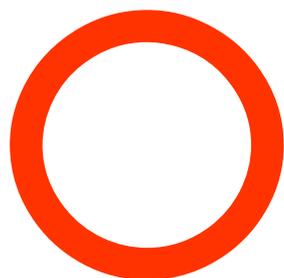


【第1問】

出張中の移動時間は、
労働時間に該当しない。

【解答】



移動時間中に、特に具体的な業務を命じられておらず、労働者が自由に活動できる状態であれば、労働時間とならない。